

愛川町下水道中期ビジョン

改訂版

計画期間：令和3年度～令和12年度
～安心して快適に暮らせるまちをつくる下水道～



平成30年度下水道作品コンクール ポスターの部
優秀賞 大野杏実さん（中津小学校 当時4年生）の作品

令和3年3月

愛 川 町

目 次

第 1 章	はじめに	1
第 1 節	愛川町下水道中期ビジョンについて	1
第 2 節	位置付け	3
第 2 章	愛川町下水道事業の概要	4
第 1 節	下水道事業のあゆみ	4
第 2 節	下水道事業の概要	5
第 3 章	下水道事業の現状と課題	13
第 1 節	旧ビジョンの具体的な施策と課題の整理	13
第 4 章	基本理念と具体的な施策	28
第 1 節	基本理念	28
第 2 節	基本方針	29
第 3 節	施策分野と具体的な施策	31
1.	快適な暮らし	31
(1)	公衆衛生の向上	31
(2)	公共用水域の水質保全	32
2.	安全なまちづくり	33
(1)	地震対策	33
(2)	浸水対策	34
3.	事業の継続	35
(1)	維持管理の適正化	35
(2)	改築と更新の最適化	36
(3)	下水道経営の健全化	37
4.	住民との連携	38
(1)	情報の共有と住民参加	38
第 5 章	下水道事業の実施計画	39
第 1 節	アクションプログラム	39

第1章 はじめに

第1節 愛川町下水道中期ビジョンについて

1. 愛川町下水道中期ビジョンとは

『愛川町下水道中期ビジョン』は、本町の下水道を取り巻く社会・経済・地球環境などの変化に対し、めざすべき将来の目標とその実現に向け、今後10年間に取
り組むべき施策を示すものです。

2. 愛川町下水道中期ビジョンの改訂について

本町では、豊かな水と緑・安全・安心な暮らしを守り、地域特性やニーズを踏ま
え、住民との協働により効率的に事業を進めるため、今後取り組むべき課題や基本
方針、具体的な施策を示す中期構想、行動計画として、『愛川町下水道中期ビジョン
(計画期間：平成23年度～令和2年度)(以下「旧ビジョン」という。)]を平成
23年度に策定し、事業を推進してきました。

しかし、近年では、人口減少や少子・高齢化、経済成長の鈍化、さらに、ゲリラ
豪雨^{※1}などの局地的な集中豪雨の発生や大規模地震の危険性など、社会情勢が大き
く変化している中、下水道事業においても、整備促進から管理運営する時代に移行
しつつあります。また、東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、防災・減災対策
の重要性を鑑み、国では平成26年度に『新下水道ビジョン^{※2}』に加え、平成29
年度に『新下水道ビジョン加速戦略^{※3}』を策定しています。

このたび、旧ビジョンの計画期間が満了することから国の動向等を踏まえ、下水
道事業の状況把握や新たな課題に対する見直しをおこない、『愛川町下水道中期ビ
ジョン改訂版(以下「本ビジョン」という。)]を策定しました。

※1. ゲリラ豪雨

突発的で天気予報による正確な予測が困難な局所的大雨のことをいう。急激な雨によって地盤に悪影響を与
え、河川や水路が短時間で増水し、水害をもたらす危険性がある。

※2. 新下水道ビジョン

国土交通省と(財)日本下水道協会が設置した「下水道政策研究委員会」が、新たな下水道政策として中長
期的視点から下水道事業のあり方や方向性について提言をまとめた計画書。

※3. 新下水道ビジョン加速戦略

「新下水道ビジョン」の実現加速のため、社会情勢などを踏まえた上での、重点項目と基本的な施策をまと
めた計画書。

3. 目的

- 下水道事業のしくみや今後の取り組みについて、住民の方々に理解していただくため策定します。
- 人口減少などの社会情勢の変化や、限られた財源の中で多様な課題に対応するため、下水道事業の取り組み内容と優先順位を定めます。
- 下水道に関する情報提供をおこない、住民と協働して効果的・効率的な下水道事業の実施をはかります。

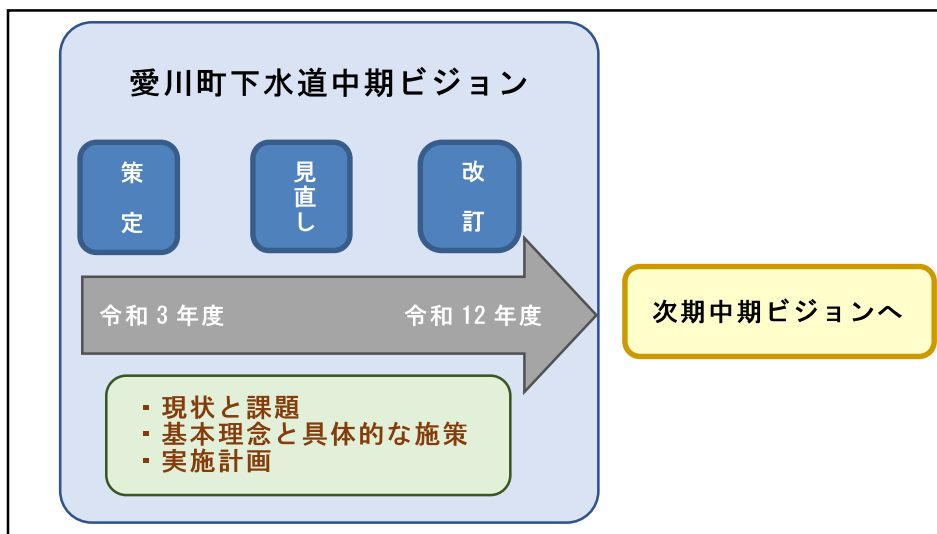
4. 策定方針

- 限られた財源と期間の中で、課題に対する取り組みを実効性のあるものとするため、旧ビジョンの進捗状況と検証、下水道事業の現状把握を踏まえた上での問題点および課題を整理し、基本理念や具体的な施策、実施計画を定めます。

5. 中期ビジョンに定める内容

- 現状と課題
旧ビジョンで掲げてきた施策や取り組みの進捗状況を検証するとともに、現状の課題を整理します。
- 基本理念と基本方針
町がめざす将来都市像の実現に向けた下水道事業の方針と施策を定めます。
- 施策分野と具体的な施策
下水道事業の課題に対して、具体的な施策を定めます。
- 実施計画
効果的・効率的に施策を実施するための事業スケジュールを定めます。

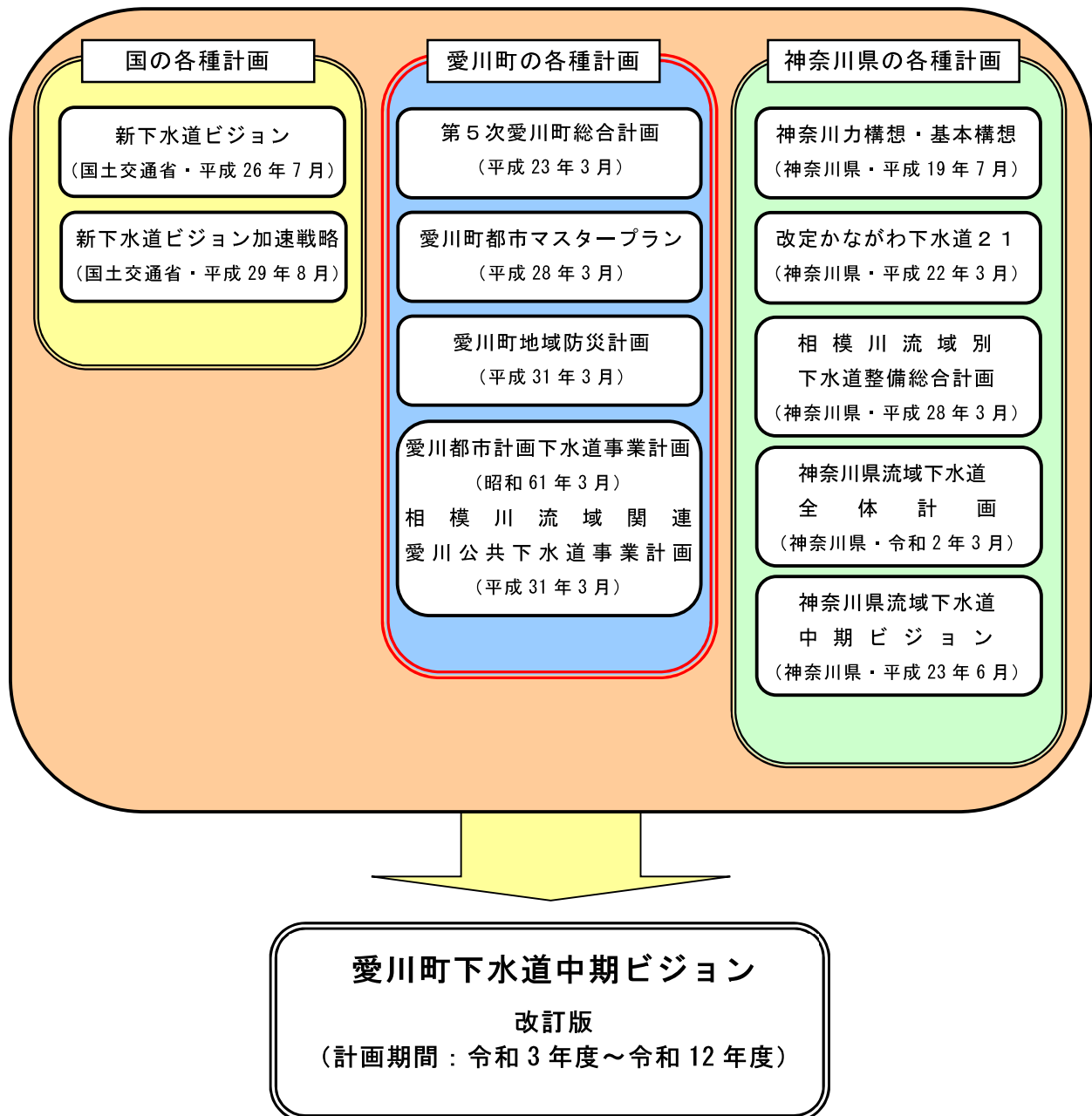
図 1-1. 愛川町下水道中期ビジョン策定イメージ



第2節 位置付け

本ビジョンは、国土交通省の『新下水道ビジョン～「循環のみち」の持続と進化～』、および神奈川県『改定かながわ下水道21』が示す下水道事業のあるべき姿を踏まえ、本町がめざす将来都市像『ひかり、みどり、ゆとり、協働のまち愛川（第5次愛川町総合計画）』を実現するため、下水道事業が取り組むべき具体的な施策を『愛川町下水道中期ビジョン』に示します。

図 1-2. 「愛川町下水道中期ビジョン」と「関連計画」との体系



第2章 愛川町下水道事業の概要

第1節 下水道事業のあゆみ

本町では、高度経済成長期の経済・産業の発展や人口の増加に伴い、公衆衛生の向上と公共用水域の水質保全を目的として、昭和50年から公共下水道事業に着手しました。

令和2年3月末現在では、市民の91.1%が下水道（污水）を利用できる環境となっており、また、安全な暮らしを確保するため、雨水排除施設の整備による浸水対策も進めています。

表 2-1. 公共下水道の沿革

昭和50年	愛川都市計画下水道を都市計画決定 185.0haの区域で事業に着手
昭和58年	事業区域を248.0haに拡大
昭和60年	中津地区の一部で汚水処理の供用を開始
昭和61年	汚水処理の人口普及率30%を達成 事業区域を502.0haに拡大
平成元年	事業区域を561.0haに拡大
平成3年	汚水処理の人口普及率50%を達成 事業区域を674.0haに拡大
平成7年	事業区域を822.0haに拡大
平成11年	久保ポンプ場を供用開始
平成14年	汚水処理の人口普及率80%を達成 事業区域を887.0haに拡大
平成24年	事業区域を876.6haに変更
平成29年	事業区域を867.9haに変更
令和元年	整備面積867.9ha
令和2年	汚水処理の人口普及率91.1% 地方公営企業法の財務規定等を適用

第2節 下水道事業の概要

1. 相模川流域下水道の計画概要

本町の下水道（污水事業）は、神奈川県が事業主体である相模川流域下水道に接続する流域関連公共下水道として整備しています。

相模川流域下水道は、昭和44年から事業に着手され、昭和48年6月に右岸処理場（四之宮水再生センター）が、昭和52年12月に左岸処理場（柳島水再生センター）が供用開始されました。

現在は、本町を含む9市3町を対象として事業がおこなわれており、本町から排出した污水は右岸処理場（四之宮水再生センター）で処理されています。

表 2-2. 相模川流域別下水道整備総合計画※¹の概要
(計画期間 平成23年4月～令和13年3月)

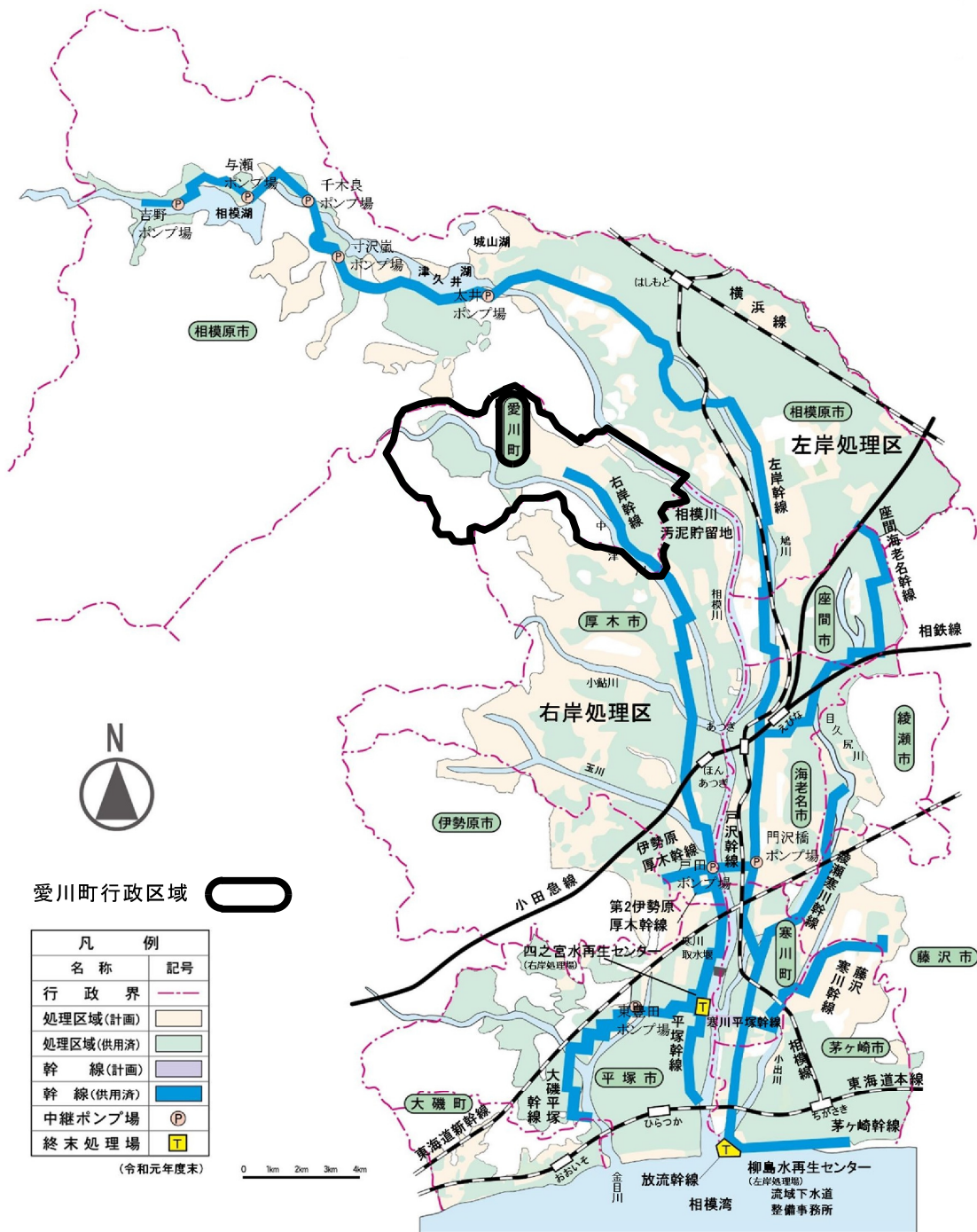
処理区	市町村名	全体計画		
		処理区域 (ha)	処理人口 (人)	汚水量〔日最大〕 (m ³ /日)
左岸処理区	相模原市	10,161.6	695,000	298,623
	座間市	1,372.6	118,700	51,159
	綾瀬市	640.6	18,800	14,115
	海老名市	1,938.1	132,300	65,710
	寒川町	923.0	49,300	33,674
	藤沢市	594.5	18,200	11,796
	茅ヶ崎市	3,086.0	231,700	98,302
	平塚市	11.4	500	786
	計	18,727.8	1,264,500	574,165
右岸処理区	愛川町	1,246.5	38,700	30,429
	厚木市	5,714.1	226,400	142,975
	伊勢原市	650.3	30,300	21,884
	平塚市	3,620.0	251,500	148,029
	大磯町	638.7	29,600	15,653
	計	11,869.6	576,500	358,970
合計	—	30,597.4	1,841,000	933,135

※1. 相模川流域別下水道整備総合計画

環境基本法第16条に基づく水質環境基準の類型指定が定められている相模川、中津川および相模湾について環境基準達成のため、神奈川県が策定した下水道整備に関する総合的な基本計画。

相模川流域下水道は、相模川流域内の市町の公共下水道から流れてくる污水を終末処理場に集め、効率的に浄化して放流する大規模な下水道で、神奈川県が管理している。

図 2-1. 相模川流域下水道概要図



出典：神奈川県下水道事業

2. 愛川町公共下水道の計画概要

本町では、住民が安全で安心して快適に暮らせるまちづくりをめざして、公共下水道の整備をおこない、公衆衛生の向上、公共用水域の水質保全、浸水防除につとめてきました。

現在、見直しをおこなっている『相模川流域関連愛川公共下水道事業計画^{※1}』に基づいて整備を進めていきますが、社会・経済・環境の変化を勘案し、『相模川流域別下水道整備総合計画』および『相模川流域下水道全体計画』との整合をはかりながら、公共下水道事業を進めています。

公共下水道事業には、公衆衛生の向上と公共用水域の水質保全を目的とする「汚水事業」と浸水から住民の生命・身体・財産および都市機能を守る「雨水事業」があります。

表 2-3. 相模川流域関連愛川公共下水道事業計画の概要

項 目		全体計画	事業計画
目 標 年 度		令和 12 年度	令和 5 年度
下 水 排 除 方 式		分流式	分流式
計画区域面積	(h a)	1,237.8	867.9
計画行政人口	(人)	33,300	37,100
計画処理人口	(人)	30,300	33,800
計 画 ^{※2} 汚水量	日 平 均	23,484	24,884
	日 最 大	27,751	29,641
	時 間 最 大	45,916	48,593
雨水流出量の算定式		合理式： $Q = 1/360 \cdot C \cdot I \cdot A$	
計画降雨の確率年		5年確率	
降 雨 強 度 式		$I = 4,950 / (t + 30)$ [1時間当たり平均降雨量：55mm/hr]	

※ 1. 相模川流域関連愛川公共下水道事業計画（事業計画）

本町が取り組んでいる相模川流域関連愛川公共下水道事業では、以下の計画に則り事業を推進している。

- ・全体計画：将来的に下水道の整備を予定する区域などを定める計画で、20年前後の期間を設ける。
- ・事業計画：全体計画のうち、下水道整備を実施する区域などを定める計画で、5～7年間の期間を設ける。

本町における現計画の事業期間は令和5年度であり、既存の汚水施設機能維持のための改築・更新、浸水防除のための雨水整備や既存雨水施設の改築に力を入れて事業を進めるものとしている。

※ 2. 計画汚水量

日平均は、年間汚水量を365日で割り1日あたりに換算したもの。

日最大は、年間を通じ1日当たりの汚水量が最も多い日のもの。

時間最大は、1時間当たりの汚水量で最も多い時間のものを1日分（24時間）に換算したもの。

3. 汚水事業の整備・普及状況

本町の汚水事業は、全体計画区域1, 237.8haのうち867.9haの事業計画を定め、令和2年3月末現在では、867.9haの区域の供用をおこなっています。事業計画に対する整備率^{※1}は100.0%、人口普及率は91.1%となっています。

表2-4. 公共下水道（汚水事業）の整備状況 [令和2年3月末現在]

処理分区	計画区域面積		整備状況 C (ha)	整備率 C/B (%)	
	全体計画 A (ha)	下水道法 事業計画 B (ha)			
	右第1	半原			411.6
右第2	下箕輪	26.1	-	-	-
右第3	下谷	13.7	-	-	-
右第4	二井	7.5	-	-	-
右第5	中津・春日台・六倉	649.0	535.7	535.7	100.0
右第6	坂本	27.9	16.0	16.0	100.0
右第15	小沢	102.0	53.0	53.0	100.0
合計		1,237.8	(855.7)	(855.7)	(100.0)
計画区域外		2,190.2	-	-	-
行政区域内		3,428.0	-	-	-

注：()内は市街化区域

表2-5. 公共下水道（汚水事業）の普及状況 [令和2年3月末現在]

処理分区	人口 C (人)	計画人口		処理区域 人口 D (人)	人口 普及率 D/C (%)	
		全体計画 (人)	下水道法 事業計画 (人)			
		右第1	半原			10,633
右第2	下箕輪	279	271	-	-	-
右第3	下谷	158	154	-	-	-
右第4	二井	79	77	-	-	-
右第5	中津・春日台・六倉	26,002	25,271	24,703	25,577	98.4
右第6	坂本	597	580	402	416	69.7
右第15	小沢	2,071	2,013	1,383	1,432	69.1
合計		39,819	38,700	35,299	36,548	91.8
計画区域外		300	-	-	-	-
総人口		40,119	-	-	36,548	91.1

注：総人口は住民基本台帳登録人口と外国人登録人口の合計

※1. 整備率

下水道の事業計画区域面積に対する整備面積（整備済み区域の面積）の割合。

汚水事業では、家庭や工場などが排出した汚水を収集・送水するための管路やポンプ場を整備しています。

表 2-6. 主要な管路^{※1}（汚水幹線）の整備状況 [令和2年3月末現在]

処理分区	幹線名	計画延長 E (m)	施工延長 F (m)	進捗率 F/E (%)	
右第1	半原	半原第1汚水幹線	6,440	6,440	100.0
		半原第2-1汚水幹線	400	400	100.0
		半原第2-2汚水幹線	1,380	1,380	100.0
		半原第3汚水幹線	530	530	100.0
		半原第4汚水幹線	170	170	100.0
右第2	下箕輪	—	—	—	
右第3	下谷	—	—	—	
右第4	二井	—	—	—	
右第5	中津 春日台 六倉	中津第1汚水幹線	5,900	3,180	53.9
		中津第2汚水幹線	1,350	1,350	100.0
		春日台第1汚水幹線	4,460	4,460	100.0
		春日台第2汚水幹線	310	310	100.0
		春日台第3汚水幹線	250	250	100.0
		春日台第4汚水幹線	1,770	1,770	100.0
		六倉第2汚水幹線	420	420	100.0
右第6	坂本	—	—	—	
右第15	小沢	小沢汚水幹線	1,800	1,800	100.0
合計	—	25,180	22,460	89.2	

右第2～4、6処理分区には主要な管路となる汚水幹線はありません。

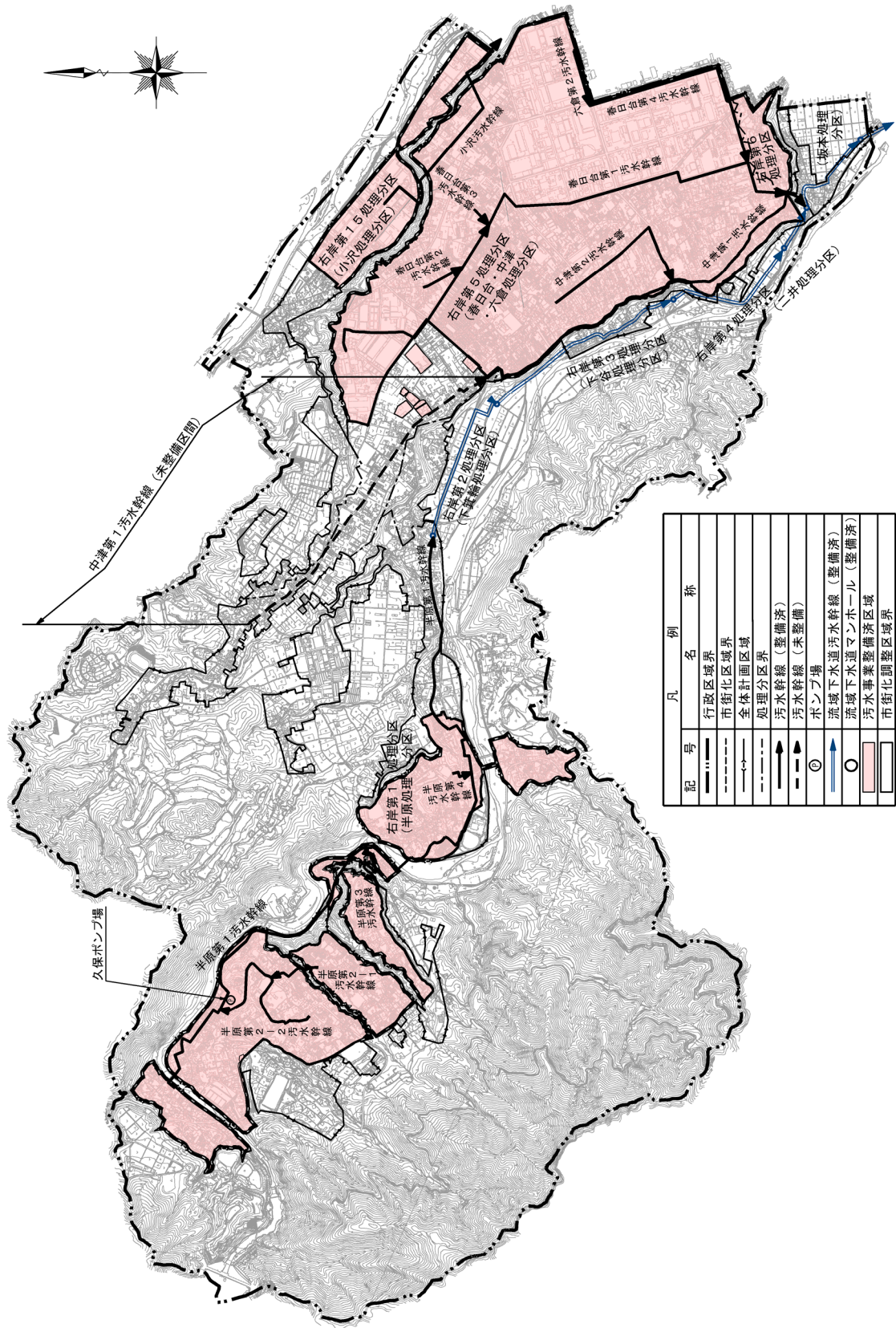
表 2-7. 公共下水道汚水施設（ポンプ場）の整備状況 [令和2年3月末現在]

処理分区	ポンプ場名	整備箇所数	
右第1	半原	久保ポンプ場	1
—	—	マンホールポンプ場	25
合計		26	
<p>下水道は、管路の中を自然流下によって流すことを原則としていますが、土地の低い場所や河川などを横断する場所ではポンプ場を設け、汚水を圧送しています。</p> <p>道路下のマンホールの中にポンプを設置する簡易施設をマンホールポンプ場といいます。</p>			

※1. 主要な管路

排水区域面積が20ha以上の管路で「公共下水道事業計画」に明示することとなっているもの。

第2章 愛川町下水道事業の概要
 図 2-2. 公共下水道(汚水事業)の整備状況



4. 雨水事業の整備状況

本町の雨水事業は、全体計画区域1, 237.8haのうち867.9haの事業計画を受け、令和2年3月末現在では、535.7haの排水区域の整備を完了しており、管路の整備延長は20,551m、整備率は61.7%（全体計画に対する整備率は43.3%）となっています。

表 2-8. 公共下水道（雨水事業）の整備率と雨水幹線の進捗率 [令和2年3月末現在]

排水区	全体計画 面積 A (ha)	全体計画 幹線延長 B (m)	整備状況 C (ha)	整備延長 D (m)	整備率 C/A (%)	進捗率 D/B (%)	
川北第1排水区	4.3	610	-	-	-	-	
川北第2排水区	9.8	690	-	-	-	-	
川北第3排水区	3.6	686	-	-	-	-	
川北第4排水区	10.3	575	1.2	575	11.7	100.0	
中河原第1排水区	20.8	1,192	9.8	505	47.1	42.4	
中河原第2排水区	9.1	618	8.9	574	97.8	92.9	
宮沢排水区	39.7	-	-	-	-	-	
するすみ排水区	14.2	735	1.9	-	13.4	-	
野尻排水区	34.2	1,892	13.2	1,220	38.6	64.5	
番田沢排水区	29.1	2,520	11.6	-	39.9	-	
深沢排水区	27.4	2,590	-	-	-	-	
細野排水区	25.1	3,079	-	-	-	-	
馬渡排水区	2.0	-	-	-	-	-	
田代排水区	111.6	2,166	41.6	961	37.3	44.4	
平山排水区	16.0	565	7.3	565	45.6	100.0	
滝ノ沢排水区	66.1	4,227	-	-	-	-	
箕輪排水区	52.7	2,333	-	-	-	-	
小沢排水区	76.9	1,812	17.8	1,155	23.1	63.7	
三増排水区	64.0	4,182	-	-	-	-	
七曲排水区	15.3	974	12.4	742	81.0	76.2	
上熊坂排水区	23.4	984	18.2	842	77.8	85.6	
熊坂排水区	81.7	2,500	31.9	1,684	39.0	67.4	
二井排水区	21.2	1,239	18.6	835	87.7	67.4	
半縄排水区	28.2	1,579	20.3	1,251	72.0	79.2	
中津台地排水区	265.0	7,707	211.9	7,387	80.0	95.8	
桜台排水区	100.7	3,386	59.6	735	59.2	21.7	
坂本排水区	20.2	-	1.3	-	6.5	-	
下六倉排水区	14.5	1,520	14.5	1,520	100.0	100.0	
下六倉第2排水区	2.3	-	-	-	-	-	
厚木流入区域	33.7	-	33.7	-	100.0	-	
直接放流区域	14.7	-	-	-	-	-	
合計	(867.9) 1,237.8		(535.7) 535.7		(61.7) 43.3		40.8
計画区域外	2,191.2	-	-	-	-	-	

注：（ ）内は市街化区域

第3章 下水道事業の現状と課題

第1節 旧ビジョンの具体的な施策と課題の整理

1. 基本方針と具体的な施策

旧ビジョンでは、本町の下水道事業における課題の解決に向けて、4つの基本方針と8つの施策分野、11の具体的な施策を掲げて対応していくことを示していました。

表 3-1. 旧ビジョンの基本方針・具体的な施策

基本方針	施策分野	具体的な施策
1. 快適な暮らし	(1) 公衆衛生の向上	○ 汚水処理方法の検討・実施
	(2) 公共用水域の水質保全	○ 公共下水道（汚水）への接続率の促進
2. 安全なまちづくり	(1) 地震対策	○ 施設の耐震化の促進 ○ 応急対策・復旧対策の強化
	(2) 浸水対策	○ 雨水排除施設の整備 ○ 住民と連携した軽減対策の推進
3. 事業の継続	(1) 維持管理の適正化	○ 予防保全型維持管理の推進
	(2) 改築・更新の最適化	○ 長寿命化対策による計画的・効率的な改築と更新の推進
	(3) 下水道経営の健全化	○ 経営の健全化
4. 住民との連携	(1) 情報の共有と住民参加	○ 情報発信活動の強化 ○ 住民参加の推進

2. 進捗状況および課題の整理

本ビジョンの策定にあたり、これまで旧ビジョンで掲げてきた施策や取り組みの進捗状況を検証するとともに、課題の整理をおこないました。

1. 快適な暮らし

(1) 公衆衛生の向上

【具体的な施策】

施策	施策の内容
汚水処理方法の検討・実施	・汚水処理の計画的・効率的な整備をおこなうため、人口密度や地形など地域の特性に適した汚水処理方法（個別処理）を検討し、水洗トイレの普及につとめます。

【取り組みの進捗状況】

- ・本町の下水道（汚水事業）については、昭和50年に中津半縄地区から整備に着手し、平成22年度の半原川北地区をもって幹線及び市街化区域の面積整備が完了したことから、面積整備率は100.0%となっており、現在は、公共汚水柵の設置に伴って污水管の延伸が必要な場合の整備をおこなっています。また、人口普及率の現状値（令和元年度）は、全国平均79.7%よりも高い91.1%となっています。
- ・市街化調整区域は、合併処理浄化槽を個々に設置する汚水処理の方法を推進しています。

図 3-1. 下水道（汚水事業）整備率の推移

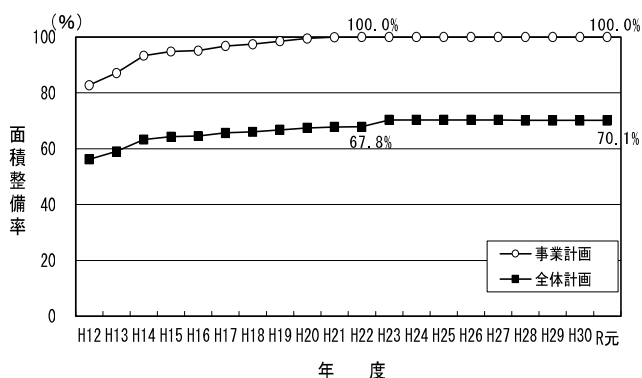
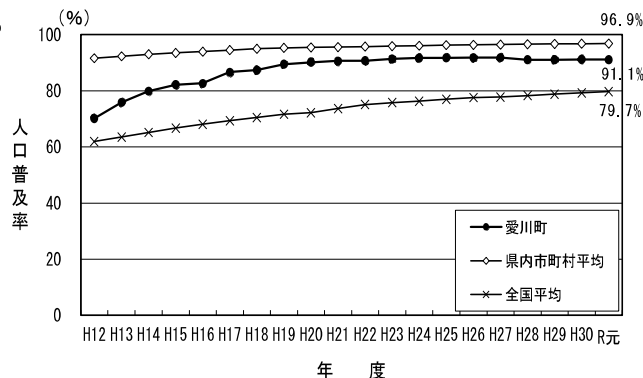


図 3-2. 下水道（汚水事業）普及率の推移



【課題の整理】

今後は、人口の減少や節水意識の向上などによる使用料収入の減少が見込まれるため、市街化調整区域については経済性を考慮した汚水処理方法を検討し、水洗化をはかることで効率的・経済的な下水道（汚水事業）を推進する必要があります。

(2) 公共用水域の水質保全

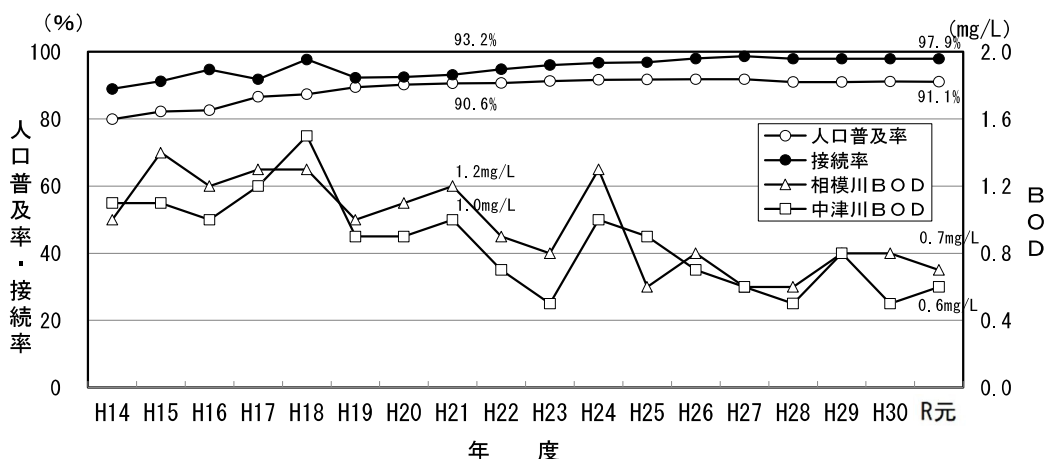
【具体的な施策】

施策	施策の内容
公共下水道（污水）への接続の促進	<ul style="list-style-type: none"> • 下水道の役割や重要性、下水道への接続の必要性などをわかりやすく説明するための情報発信や広報活動につとめます。 • 水洗化支援制度などを理解していただくための広報活動や戸別訪問などによる接続促進につとめます。

【取り組みの進捗状況】

- 公共下水道が整備された区域に暮らしている住民の公共下水道への接続率^{※1}は、平成21年度の93.2%から、令和元年度では、97.9%まで向上しました。これにより、家庭などで簡易に処理された水の河川に流れ込む量が減少したため、町内を流れる相模川、中津川の環境基準値（BOD^{※2}）においても、平成21年度の、相模川1.2mg/L、中津川1.0mg/Lに対し、令和元年度では、相模川0.7mg/L、中津川0.6mg/Lにまで減少し、どちらも水質が回復していると考えられます。
- 土地や建物所有者に対し、接続についての通知をおこなうとともに、戸別訪問を強化し、下水道への接続促進に取り組みました。

図3-3. 愛川町下水道（污水事業）の人口普及率・接続率と河川水質



※1. 接続率

下水道（污水事業）が整備された区域の人口のうち、生活雑排水を下水道へ流すため、排水設備を下水道へ接続している人口の割合。

※2. BOD（生物化学的酸素要求量）

水の汚染状態を示す指標で、微生物が汚染物質を分解するのに必要な酸素量のこと。数値が大きいほど水が汚れていることを表す。図3-3の相模川、中津川のBODの値は、年平均値を示したものである。相模川、中津川の環境基準値（BOD）は2.0mg/Lと定められています。

【課題の整理】

本町は、相模川の中流、中津川の上流に位置するため、水を通じて下流地域の人々の暮らしに深くかかわっており、相模川には、神奈川県内広域水道事業団、神奈川県営水道の取水施設があるとともに、相模湾は漁業海域であることから、水質保全に対する下水道の役割は非常に大きいものとなっています。

さらには、相模川、中津川、その水系がもたらす水辺環境は、周辺の自然環境とともに重要な観光資源でもあります。水や水産資源、水環境を守るため、下水道施設の適切な維持管理に加え、下水道への接続率を引き続き向上させていく必要があります。

図 3-4. 愛川町における相模川水系の水質調査箇所と相模川の取水施設



出典：神奈川県下水道事業

2. 安全なまちづくり

(1) 地震対策

【具体的な施策】

施策	施策の内容
施設の耐震化の促進	・重要な管路（防災拠点や避難所などからの排水を受ける管路、緊急輸送路に埋設されている管路、河川を横断する管路など）やポンプ場の耐震化を進めます。
応急対策・復旧対策の強化	・迅速な応急対応、復旧のためのマニュアルを作成します。

【取り組みの進捗状況】

- ・施設の長寿命化計画の策定にあたり、優先順位の高い路線から管路の調査・診断を進めてきました。この結果から、管路内の腐食など異常の確認された施設について、管路更正工事を実施することで、併せて耐震化もはかりました。
- ・本町では、人員や下水道施設などが大きな被害を受けた場合の対応を想定し、被災時に人員や下水道施設に制約を受けた場合でも円滑に対応できるようにするため、平成27年度に「下水道BCP（業務継続計画）」を策定しました。

表 3-2. 愛川町に影響を与えると想定される地震

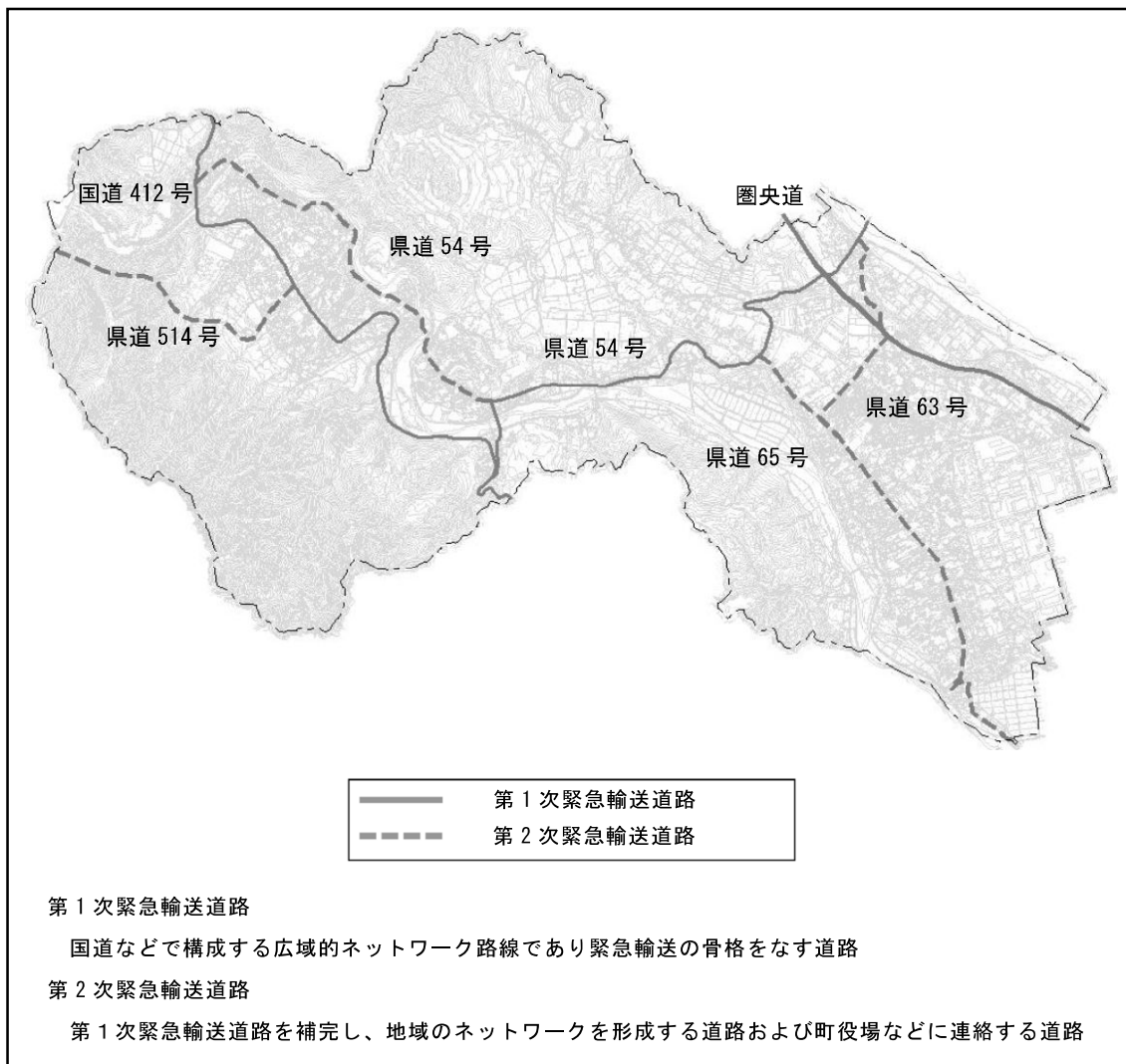
地震別	項目別 本町の想定震度	規模（モーメント マグニチュード）	発生確率
都心南部直下地震	5強～6弱	7.3	南関東地震のM7地震が30年間で70%
三浦半島断層群の地震	4～5弱	7.0	30年以内6～11%
神奈川県西部地震	4～5弱	6.7	過去400年の間に同クラスの地震が5回発生
東海地震	4～5弱	8.0	南海トラフの地震は30年以内70%程度
南海トラフ巨大地震	4～5弱	9.0	30年以内70%程度
大正型関東地震	5強～6強	8.2	30年以内ほぼ0～5% (200年から400年の発生感覚)

出典：愛川町地域防災計画

本町には、災害時に多数の人の円滑な避難や救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送などを確保するため、神奈川県が定めた緊急輸送道路があります。

災害時には、これらの道路や防災上重要な施設・指定避難所などにつながる道路が、管路の破損による陥没などにより、緊急輸送路としての機能が損なわれないよう、下水道施設の老朽化対策と併せて耐震化を進める必要があります。

図 3-5. 緊急輸送路線図



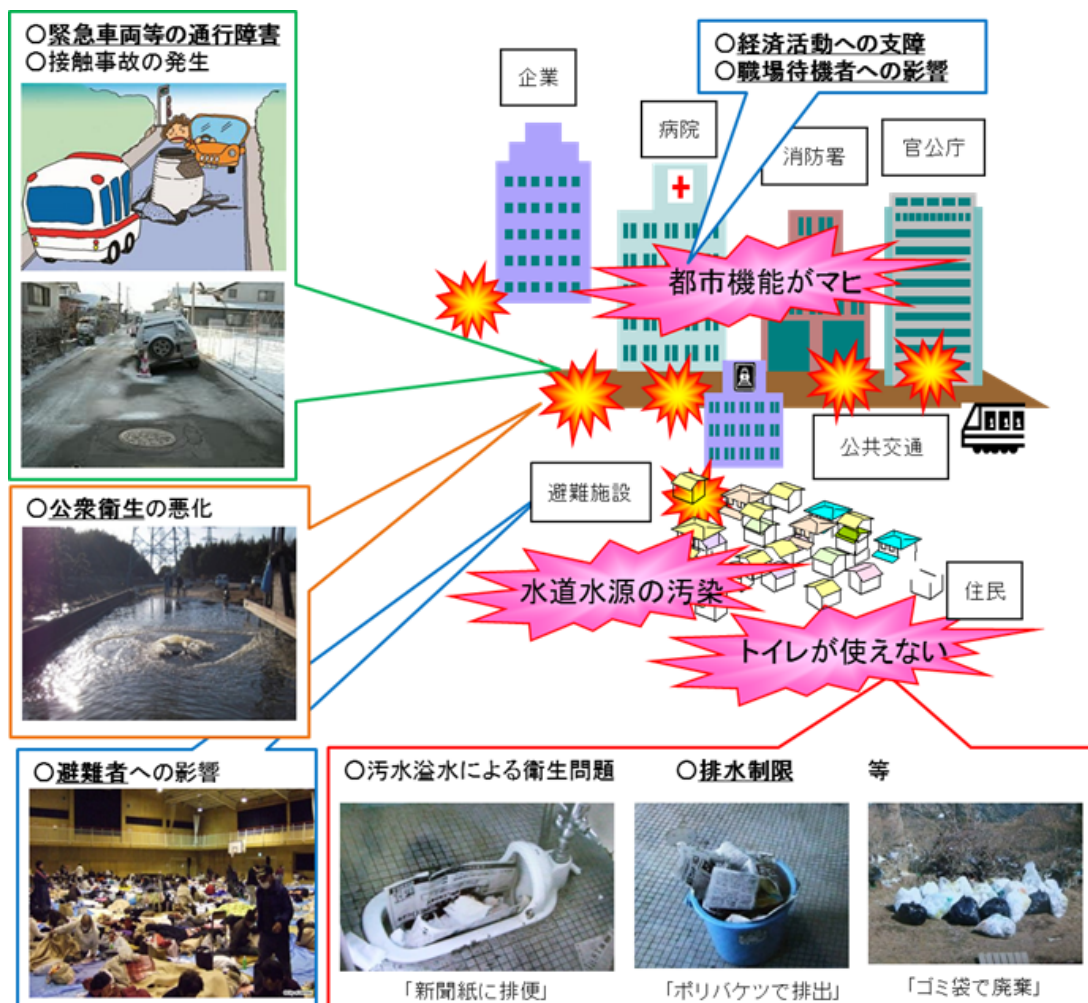
出典：神奈川県緊急輸送道路ネットワーク計画

表 3-3. 町内の防災上重要な施設と指定避難所

防災上重要な施設	指定避難所	
愛川町役場	半原小学校	中津小学校
愛川町消防本部	高峰小学校	中津第二小学校
愛川町消防署（分署を含む）	県立愛川高校	菅原小学校
各医療機関	愛川中原中学校	中津工業団地第1号公園
	愛川東中学校	

出典：愛川町地域防災計画

図 3-6. 下水道施設が被災した場合の影響



出典：国土交通省ホームページ

【課題の整理】

- 平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、東北地方では下水道施設に多大な被害を受けたことを踏まえ、国は管路施設の耐震化対策指針を改定しました。そのため、本指針に適合した地震対策を進めていくことが必要です。この地震対策の実施については、ポンプ場や重要な管路を中心とした管路施設を対象に、老朽化対策（ストックマネジメント計画）と併せて進めていく必要があります。
- 被災時に人員や下水道施設に制約を受けた場合でも下水道の業務を実施・継続するとともに、被災した機能を早期に復旧させるために「下水道BCP（業務継続計画）」を策定していますが、被災時に備えた訓練などを継続的に取り組むことが必要です。

(2) 浸水対策

【具体的な施策】

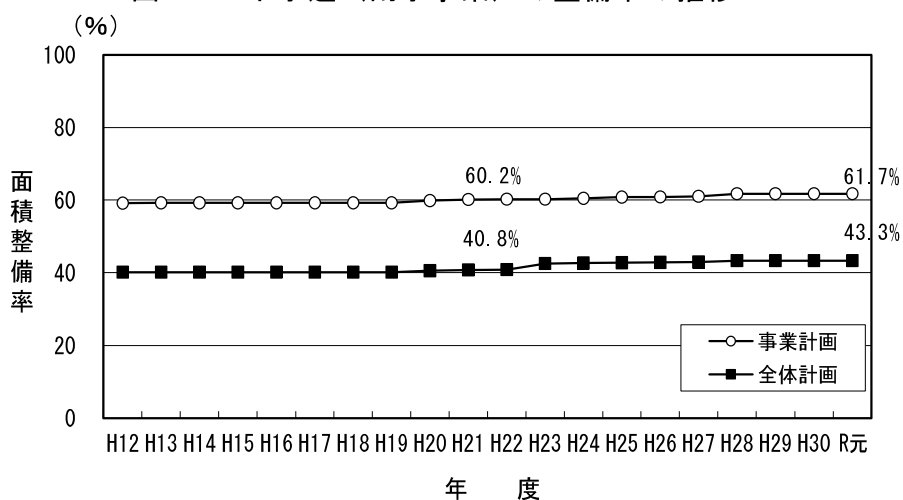
施策	施策の内容
雨水排除施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> 浸水被災地区や浸水の危険性が高くなっている地区、市街地などに雨水排除施設の計画的な整備を進めます。
住民と連携した軽減対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 予測が困難な局地的豪雨や台風などによる浸水被害を最小限にするため、土のうの提供や防災無線による注意情報の発信など、個人や地域による災害対応の支援を進めます。 新たに開発される土地については、雨水の流出を抑制する施設(雨水排水施設または雨水浸透施設)の設置を促進します。 浸水被害の対策を迅速におこなうため、相談窓口の設置につとめます。

【取り組みの進捗状況】

- 本町の下水道(雨水事業)の整備率について、平成21年度の60.2%に対し、令和元年度は61.7%となっております。現在、桜台排水区内の雨水整備事業を着実に進めており、加えて、小沢排水区内の雨水整備事業の取り組みも進めています。
- 台風などの大雨による浸水被害を最小限にするため、防災無線や町のホームページ、防災情報メールなどにより注意情報を発信するとともに、職員の緊急配備による相談窓口の設置や状況に応じて土のうを提供するなど、災害対応の体制を整えています。
- 平成29年3月31日に神奈川県が公表した「浸水想定区域図」に、避難所や避難情報などを重ね合わせた「洪水ハザードマップ」を作成し、洪水への備えを呼びかけています。
- 新たに開発される土地については、雨水の流出を抑制するため、雨水浸透施設の設置を促進しています。

○は全庁的な取り組み

図 3-7. 下水道（雨水事業）の整備率の推移



【課題の整理】

- 本町では、1時間あたり平均降雨量55mmの計画降雨量で施設整備を進めているところですが、浸水被害を未然に防止するため、雨水排除施設の整備されていない区域の整備を進める必要があります。
- 雨水排除施設については施設の規模が大きく、完成までには多額の費用と期間がかかることから、国の交付金制度を活用しながら計画的に事業を進めていく必要があります。

3. 事業の継続

(1) 維持管理の適正化

【具体的な施策】

施策	施策の内容
予 防 保 全 型 維持管理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設を安全に長く使用するため、清掃・点検・調査・修繕による適切な機能維持を推進します。 ・効果的・効率的な改築・更新の計画づくりに反映するため、維持管理情報の収集・管理を進めます。 ・予防保全型の維持管理による浸入水の削減を進めます。

【取り組みの進捗状況】

- ・久保ポンプ場では、月に4回、機械・電気設備の点検をおこなっています。また、マンホールポンプ場についても全25ヶ所を毎年月に4回の巡回点検をおこなっており、各施設ともに異常が確認された場合は、その程度に応じて対策を講じています。
- ・本町では平成28年度に久保ポンプ場および管路を安全に長い期間使用できるように、ストックマネジメント^{※1}計画を策定し、この計画により、点検・調査・修繕・改築などによる適切な機能維持を推進しています。また、汚水および雨水管きよの浚渫を毎年おこない、機能維持につとめています。
- ・令和元年度に、下水道台帳を電子化し情報管理をおこなう下水道台帳システムを導入しました。下水道台帳が扱う地理情報や下水道施設情報をデータベース化することによって、今後の維持管理などの業務の効率化につとめています。
- ・平成29年度から平成30年度にかけて、神奈川県と本町を含む流域下水道関連市町で不明水^{※2}対策調査を実施し、不明水発生地区の絞り込みをおこないました。また、マンホール蓋の穴へのゴム栓の設置など、汚水管への浸入水の削減対策につとめています。

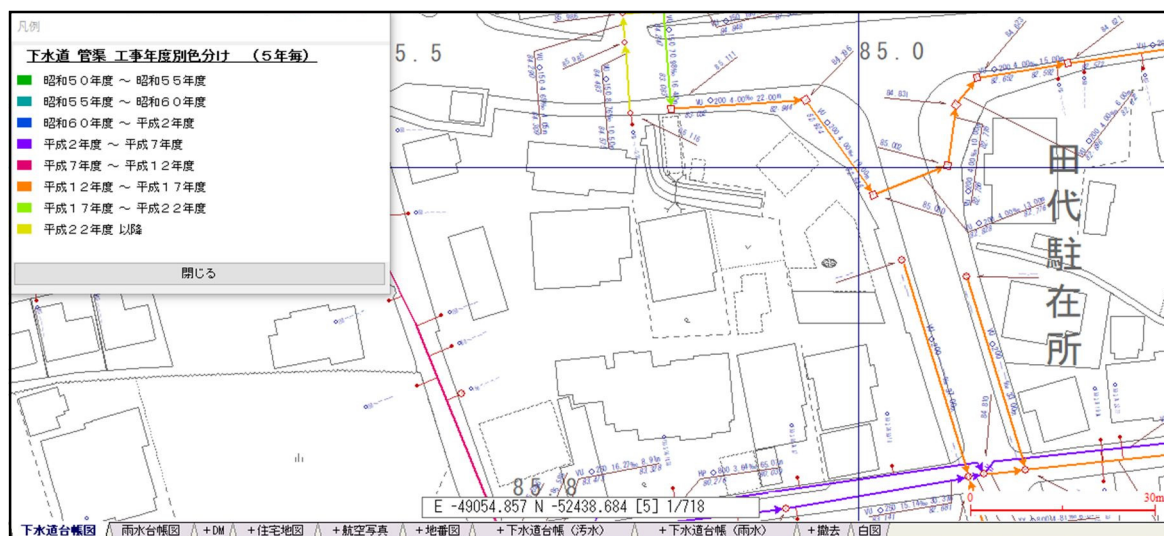
※1. ストックマネジメント

長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、優先順位付けをおこなった上で、施設の点検・調査、修繕・改築を実施し、施設全体を対象にした施設管理を最適化すること。

※2. 不明水

下水道施設にひびや隙間、誤接続などが原因で、流入する雨水や地下水のことをいう。マンホールからの溢水、揚水・処理機能の停止、未処理放流水の発生、維持管理費の高騰などの支障が懸念される。

図 3-8. 下水道台帳システムのイメージ



出典：下水道台帳システム

【課題の整理】

- 本町の下水道事業は着手から45年が経過していることから、施設の老朽化に対して、ストックマネジメント計画に基づく予防保全型の維持管理をおこなうことにより、適切な機能を維持させることが求められています。
- 導入した下水道台帳システムにより、維持管理などの業務を効率的におこなうためには、点検・調査、修繕・改築などの履歴情報を、下水道台帳システムに蓄積することが必要です。
- 汚水管への雨水などの浸入は、排水量の増加に伴って汚水処理費用が増加するばかりか、処理場の処理能力の低下を引き起こす問題にもつながります。これまでの不明水対策調査から割り出した優先対策路線を対象にTVカメラ調査や誤接続調査などを実施し、浸入水の削減対策を進める必要があります。

(2) 改築と更新の最適化

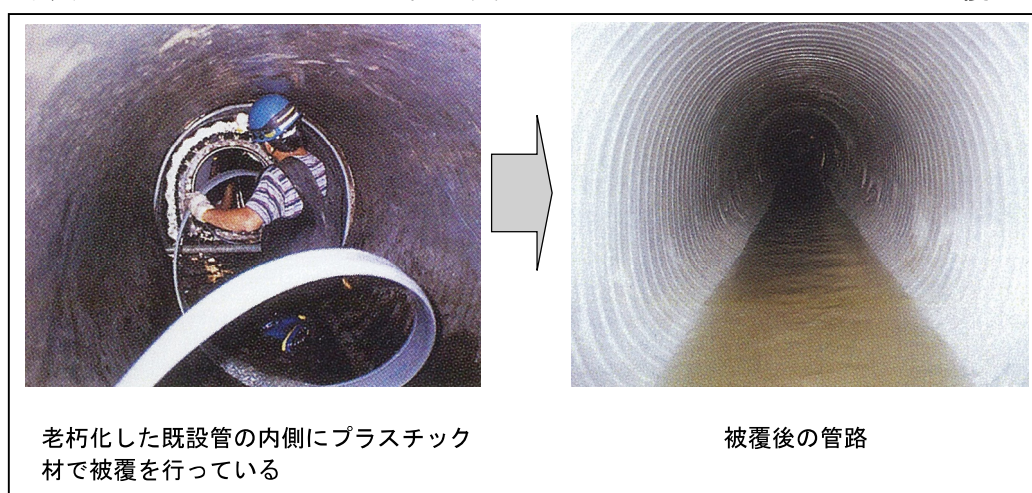
【具体的な施策】

施策	施策の内容
長寿命化対策による計画的・効率的な改築と更新の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急性、重要性を踏まえ、耐震化などの機能向上をはかりながら、計画的・効率的な改築と更新を進めます。 ・限られた財源の中で改築と更新を進めるため、ライフサイクルコスト^{※1}の最小化と事業費の平準化を進めます。

【取り組みの進捗状況】

- ・本町では、平成28年度に策定したストックマネジメント計画に基づいて、マンホール蓋の改築や優先順位の高い箇所の管路施設の更生に取り組んできたほか、久保ポンプ場やマンホールポンプ場の機械・電気設備の更新又は修繕をおこなっています。

写真 3-1. 老朽化した管路施設の更生の例（プラスチック材による被覆）



【課題の整理】

- ・ストックマネジメント計画によるライフサイクルコストの最小化に向けて、計画的・効率的な改築と更新を進めるほか、限られた財源で老朽化対策を継続的に推進する必要があります。
- ・実施状況に応じて、継続的にストックマネジメント計画の見直しをおこなう必要があります。

※1. ライフサイクルコスト

施設の計画・設計から建設、維持管理、解体撤去まで、一連に要する費用。

(3) 下水道経営の健全化

【具体的な施策】

施 策	施策の内容
経 営 の 健 全 化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道施設の整備と維持、財政状況を考慮した、中長期的な視点に立った、計画的・効率的な事業の運営を進めます。 ・ 使用料収入の確保のため、下水道への接続促進、収納率の向上などにつとめます。

【取り組みの進捗状況】

- ・ 本町の下水道事業は、昭和50年度の建設事業開始から既に45年以上経過していることから、近い将来、施設の老朽化が急速に進むことが見込まれます。このような状況下で、将来にわたり安定的に下水道サービスを提供していくためには、発生主義・複式簿記を採用した公営企業会計方式により、事業の経営成績や財政状態をより明確に把握し、その分析を通じて、投資計画と財源計画の収支が均衡する健全な事業経営に取り組む必要があることから、令和2年度から地方公営企業法の財務規定などを適用し、公営企業会計に移行しました。
- ・ 未接続の家庭に対しての訪問や通知を送付することで、下水道への接続を促すとともに、滞納整理の実施を通じて収納率の向上につとめています。

【課題の整理】

- ・ 今後、本町においても人口の減少や節水意識の向上などによる下水道使用料収入の減少が予想されることに加え、老朽化施設の増加に伴う改築や更新などの投資需要の増加が懸念されていることから、さらなる経営の健全化へ向けて、「将来にわたり、安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画」とされている経営戦略を策定し、健全で安定的な下水道サービスの提供に取り組む必要があります。
- ・ 使用料収入の確保のため、引き続き、下水道への接続促進と収納率の向上につとめる必要があります。

4. 住民との連携

(1) 情報の共有と住民参加

【具体的な施策】

施策	施策の内容
情報発信活動の強化	<ul style="list-style-type: none"> • 下水道の役割や必要性を理解していただくため、わかりやすい情報発信活動につとめます。 • 施設の整備や維持、財政などに関する情報をわかりやすく発信することにつとめます。
住民参加の推進	<ul style="list-style-type: none"> • 最適なサービスを提供するため、また、事業の透明性を高めるため、下水道事業への理解を深める行事などを開催し、下水道事業への住民参加を進めます。

【取り組みの進捗状況】

- 下水道課の窓口や町ホームページだけでなく、SNS^{*1}などを通じて下水道に対する関心を少しでも深めていただくための情報発信のほか、県下水道公社との共催による「下水道ふれあいまつり」や「下水道作品コンクール」の開催などを通じて広報活動をおこなっています。
- 予算や決算と併せて、施設の整備などについてもわかりやすい情報発信につとめています。
- 楽しみながら下水道への理解や関心を深めてもらうことを目的に配布が始まったマンホールカードは、ご当地マンホール蓋の写真や、デザインの由来を載せ、収集も楽しめるようにカード化したもので、本町では、平成30年度から作成・配布を開始しました。カードにはQRコード^{*2}も掲載されていて、読み込むことで本町のホームページにつながるなど、情報発信につとめています。

表 3-4. 住民との交流や情報発信活動（神奈川県下水道公社と共催）

活動事業名	開催時期	開催内容
下水道ふれあいまつり	毎年 10 月頃	終末処理場を会場に、下水道の役割や汚水処理による水質改善の効果をわかりやすくお伝えするなど、催しを通じて住民との交流を深めています。
環境フェスタ	毎年 11 月中旬頃	町役場周辺を会場に、ごみの減量化や環境美化、新エネルギーなど環境問題への認識などを深めてもらうためのイベントにおいて、下水道のしくみなどを学べるコーナーも設けています。
下水道作品コンクール	表彰式 毎年 2 月頃	相模川・酒匂川、両流域の小学生を対象にした下水道に関する作文、ポスター、書道のコンクールを開催しています。
下水道出張教室	毎年 県内の 小学校 25 校 程度で実施	下水道で水をきれいにする理由、どのように水をきれいにしているか、きれいな水を返すことで環境がどのように良くなるのかを学習しています。
夏休み下水道教室	毎年 7~8 月頃	終末処理場を会場に、下水道の役割やしぐみの説明、処理場見学、微生物観察、水質実験などの学習会を開催しています。

写真 3-2. 下水道に関する情報発信・広報活動



【課題の整理】

- 下水道事業は、安全で安心して快適に暮らせるまちづくりには欠かすことのできないものですが、下水道の整備が進むにつれて住民の関心が薄くなりつつあることから、下水道の役割や必要性を理解していただくため、わかりやすく、かつ、興味を引くような情報発信活動につとめる必要があります。

※ 1. SNS (ソーシャル・ネットワーク・サービス)

インターネットを通じて他人と情報の共有やコミュニケーションをとることができるサービスの総称。

※ 2. QRコード

デンソーウェーブが開発した 2 次元バーコードの一種で、モザイク状の四角いドットで作られている。携帯電話のカメラなどで情報を読み取れる URL 情報やメールアドレス情報の記録、商品の在庫管理などにも利用されている。

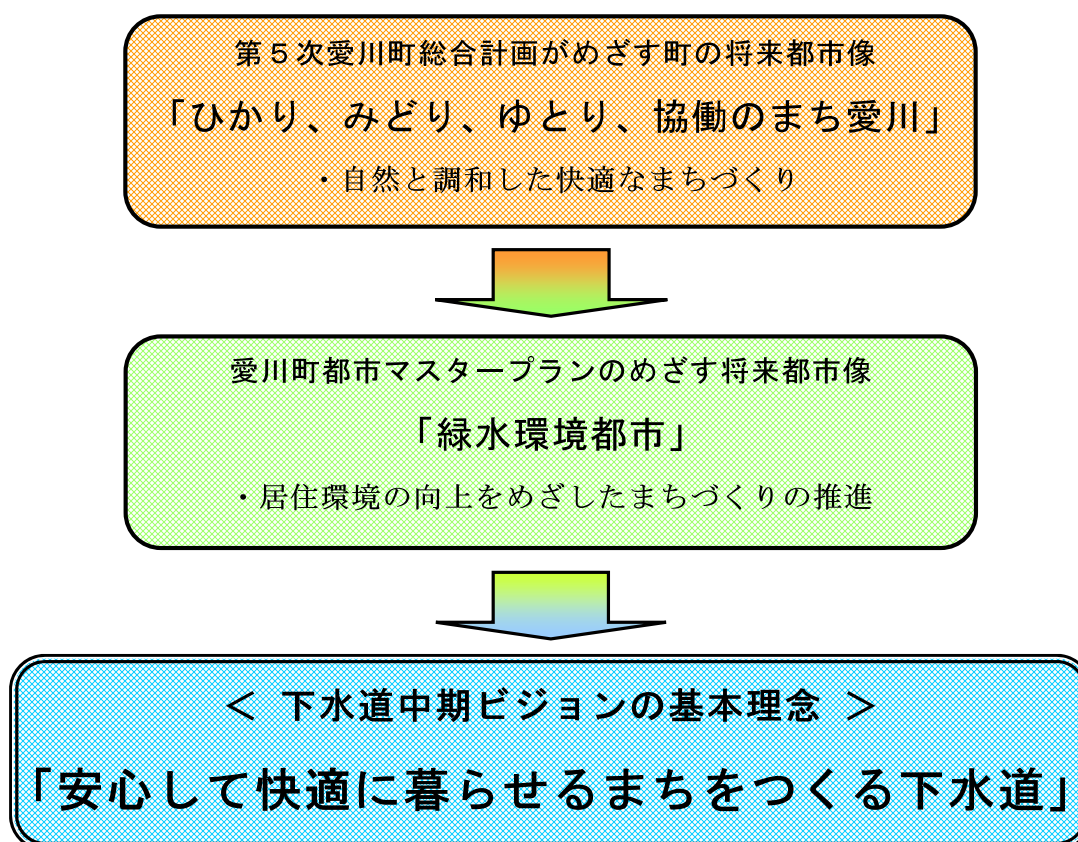
第4章 基本理念と具体的な施策

第1節 基本理念

本町の下水道事業は、『第5次愛川町総合計画』の将来都市像「ひかり、みどり、ゆとり、協働のまち愛川」の実現のため、「自然と調和した快適なまちづくり」に取り組むこととしています。また、『愛川町都市マスタープラン』では、恵まれた緑と水を取り込み、衛生的で良好な生活環境と浸水被害のない「緑水環境都市」を将来都市像としています。

これらを踏まえ、『愛川町下水道中期ビジョン』は、「公衆衛生の向上」、「公共用水域の水質保全」、「地震対策」、「浸水対策」、「維持管理の適正化」、「改築・更新の最適化」、「下水道経営の健全化」、「情報の共有と住民参加」などの課題を解決することにより自然と調和した安全・安心・快適な暮らしの実現と持続をめざす『安心して快適に暮らせるまちをつくる下水道』を基本理念とします。

図4-1. 下水道中期ビジョンの基本理念



第2節 基本方針

下水道中期ビジョンでは、基本理念である『安心して快適に暮らせるまちをつくる下水道』を実現するための基本方針を次のとおりとします。

表 4-1. 下水道中期ビジョンの基本方針

1. 快適な暮らし	効率的な汚水処理による生活環境の向上や下水道への接続促進による自然環境の保全につとめます。
2. 安全なまちづくり	下水道施設の耐震化や浸水対策を実施し、安全で安心なまちづくりを進めます。
3. 事業の継続	施設の適切な維持管理と計画的・効率的な改築・更新をおこなうとともに、財政の適正化による下水道経営の健全化をめざします。
4. 住民との連携	住民との交流、連携によるサービスの向上をはかるとともに、協働のまちづくりにつとめます。

図 4-2. 下水道中期ビジョンの基本方針のイメージ

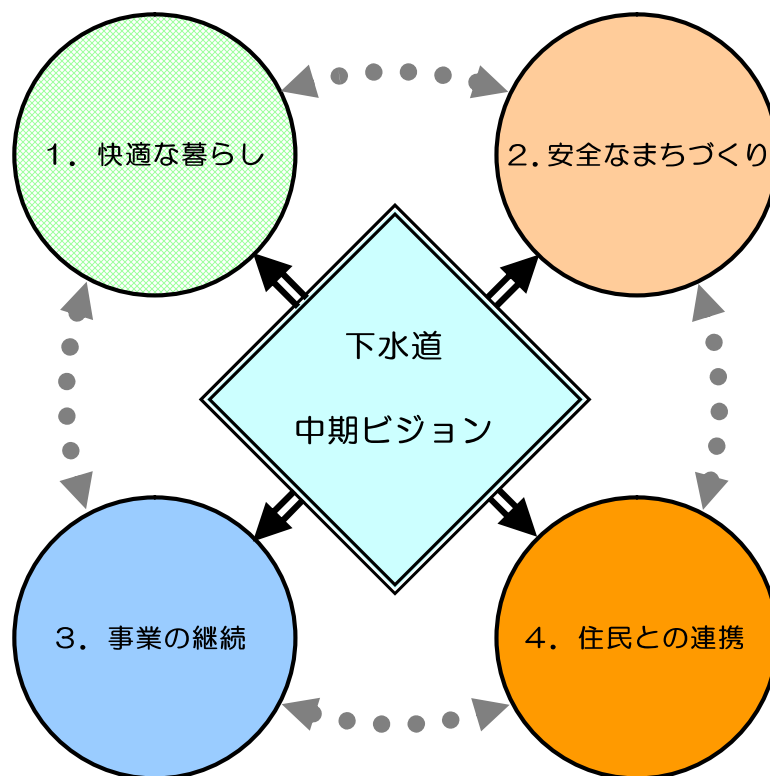
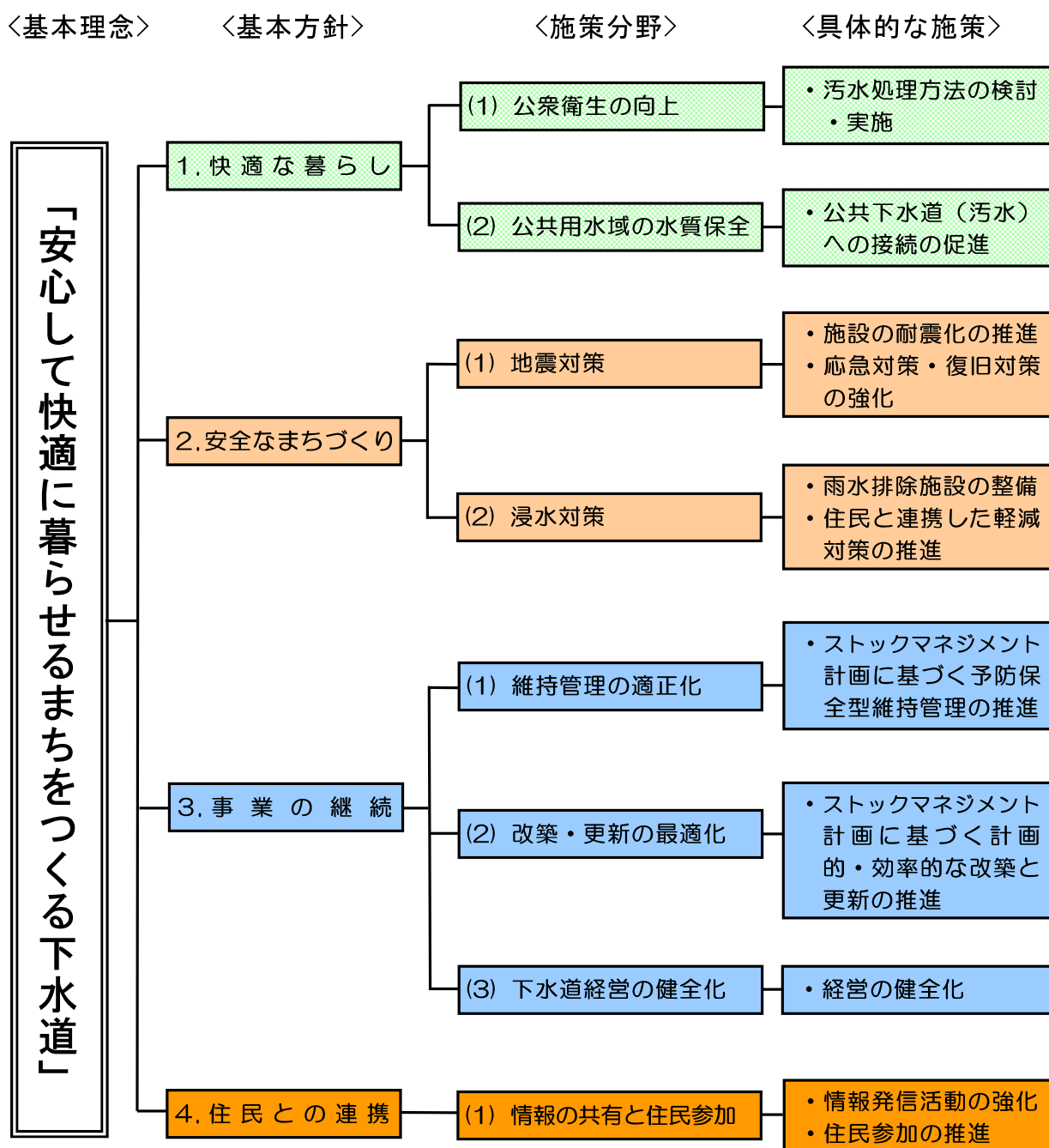


図 4-3. 施策体系図



第3節 施策分野と具体的な施策

1. 快適な暮らし

(1) 公衆衛生の向上

【施策の方向性】

快適な生活環境の提供につとめます。

下水道による汚水処理は、衛生的な生活環境の整備と公共用水域の水質保全に重要な役割を果たしています。

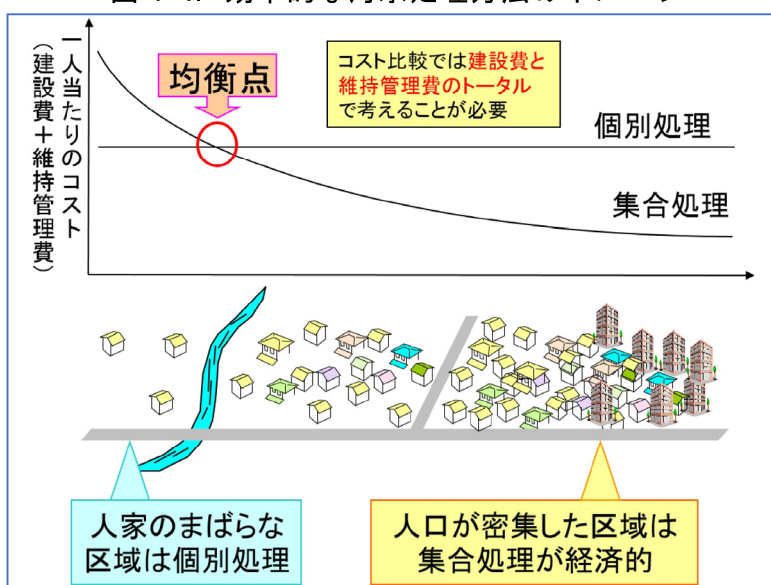
本町の下水道（汚水事業）は、市街化区域の100%が整備済になっています。

市街化調整区域の汚水処理については、人口密度や地形など地域の特性や今後の人口減少を考慮した、効率的で経済的な汚水処理方法（個別処理）を検討し、水洗化につとめます。

【具体的な施策】

施策	施策の内容
汚水処理方法の検討・実施	・人口密度や地形など地域の特性や今後の人口減少を考慮した、効率的で経済的な汚水処理方法（個別処理）を検討し、水洗化につとめます。

図4-4. 効率的な汚水処理方法のイメージ



出典：国土交通省資料

(2) 公共用水域の水質保全

【施策の方向性】

公共用水域の水質保全につとめます。

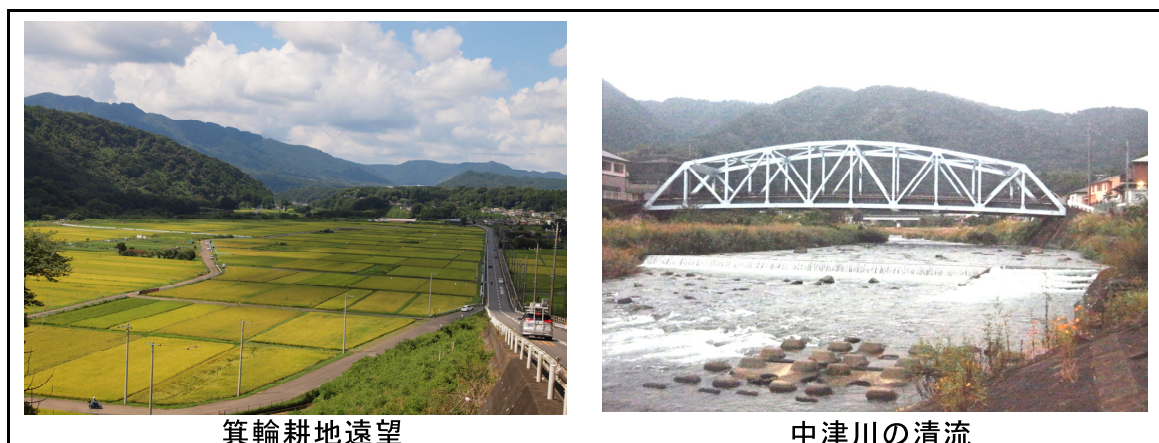
きれいで安全な水資源、安心して暮らせる水環境を守るため、下水道への接続促進による相模川、中津川および相模湾などの水質保全につとめます。

また、下水道（污水事業）が整備されている区域の接続率向上をはかるため、下水道の役割や重要性、下水道への接続の必要性などを理解していただけるよう、わかりやすい説明や広報活動に引き続き取り組みます。

【具体的な施策】

施 策	施策の内容
公 共 下 水 道 （ 汚 水 ） へ の 接 続 の 促 進	<ul style="list-style-type: none"> • 下水道の役割や重要性、下水道への接続の必要性などを理解していただくために、わかりやすい情報発信活動と、戸別訪問などによる接続促進につとめます。

写真 4-1. 水と緑に恵まれた町内の風景



箕輪耕地遠望

中津川の清流

2. 安全なまちづくり

(1) 地震対策

【施策の方向性】

地震被害の最小化につとめます。

神奈川県では、近い将来に大規模地震の発生が懸念されており、地震に対する安全なまちづくりが求められています。

下水道は、被災時に代替手段のない重要な都市機能であり、大規模な地震が発生した場合でも、住民の生命・身体・財産を守り、迅速な復旧がおこなわれなければなりません。

また、被災した場合でも、トイレが使用できること、雨水排除機能を喪失しないこと、社会経済活動に影響を与える被害を最小限にとどめる必要があります。

大規模地震が発生しても一定の機能が確保できるよう、老朽化対策と併せて計画的な施設の耐震化を引き続き進めていきます。また、多くの施設を耐震化するには、長い期間を要することから、切迫性のある大規模地震の発生に対する応急対策、復旧対策にも取り組みます。

【具体的な施策】

施 策	施策の内容
施設 の 耐 震 化 の 推 進	<ul style="list-style-type: none"> • ポンプ場や重要な管路（防災拠点や避難所などからの排水を受ける管路、緊急輸送路に埋設されている管路、河川を横断する管路など）を中心とした施設（マンホールポンプ場を含む）について、老朽化対策と併せて耐震化を進めます。
応 急 対 策 ・ 復 旧 対 策 の 強 化	<ul style="list-style-type: none"> • 迅速な応急対応、復旧のための「下水道BCP（業務継続計画）」に基づく訓練に取り組みます。

(2) 浸水対策

【施策の方向性】

浸水被害の軽減をはかります。

都市化の進展により雨水管に流れ込む水量が増えていることや、近年発生している局地的な集中豪雨や大型の台風の多発により浸水被害の危険性が高まっていることから、住民の生命・身体・財産および都市機能を守るため、愛川町地域防災計画に基づいて雨水排除施設の整備を進めます。

あわせて、雨水排除施設の排水能力を超える降雨に対して、住民と連携した浸水被害の軽減対策に全庁的に取り組めます。

【具体的な施策】

施策	施策の内容
雨水排除施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> 道路冠水などが生じている地区などに雨水排除施設の計画的な整備を進めます。
住民と連携した軽減対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ゲリラ豪雨などの集中豪雨や台風などによる浸水被害を最小限にするため、土のうの提供や防災無線による注意情報の発信など、個人や地域による災害対応の支援を進めます。 新たに開発される土地については、雨水の流出を抑制する施設（雨水排水施設または雨水浸透施設）の設置を促進します。

3. 事業の継続

(1) 維持管理の適正化

【施策の方向性】

ストックマネジメント計画に基づく予防保全型の維持管理を推進します。

今後、増加する老朽化施設の破損や故障を未然に防止し、安全にできるだけ長い期間使用できるように計画的な点検・調査、修繕・改築などに取り組みます。

また、収集した維持管理情報を下水道台帳システムに反映することで、効果的・効率的な改築と更新の計画づくりを進めます。

汚水管への浸入水対策については、これまでの不明水対策調査から割り出した優先対策路線を対象にTVカメラ調査や誤接続調査などを実施し、浸入水の削減対策を進めます。

【具体的な施策】

施 策	施策の内容
ストックマネジメント計画に基づく予防保全型維持管理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設を安全に長く使用するため、点検・調査、修繕・改築などによる適切な機能維持を推進します。 ・収集した維持管理情報を下水道台帳システムに反映し、効果的・効率的な改築と更新の計画づくりを進めます。 ・汚水管への浸入水の削減に向けてTVカメラ調査や誤接続調査を実施するなど、予防保全型の維持管理につとめます。

図 4-5. 予防保全型の維持管理のイメージ

予防保全型 (老朽化による破損や事故が起きる前に異常を発見し、対策をする維持管理方法)		
保全区分	状態監視保全	時間計画保全
劣化の区分	劣化の予兆が測れるもの	劣化の予兆が測れないもの
主な対象施設	管きよ・機械設備	電気設備
維持管理	点検・調査・修繕の実施、情報の蓄積	
改築・更新の実施	健全度判定などの結果による	耐用年数で実施

(2) 改築と更新の最適化

【施策の方向性】

ストックマネジメント計画に基づく計画的・効率的な改築と更新を進めます。

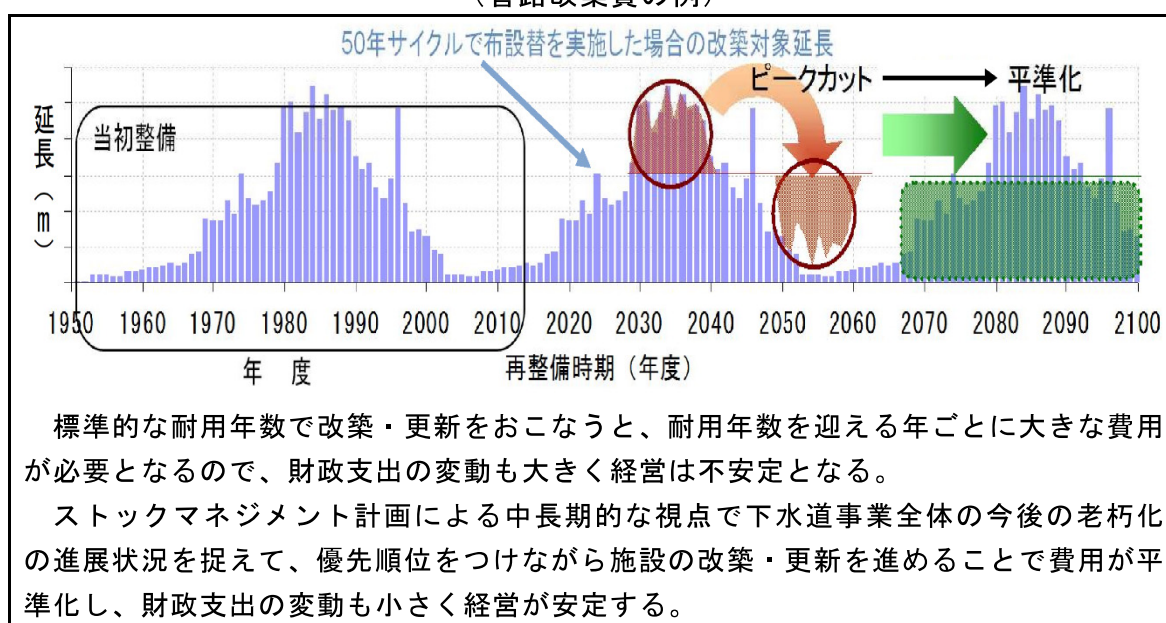
今後、多くの下水道施設が老朽化していくことから、ストックマネジメント計画に基づく既存施設の耐震化や更生による改築、ライフサイクルコストの最小化、効率的な機能回復につとめます。

また、計画的かつ効率的な改築と更新による事業費の平準化をはかります。

【具体的な施策】

施 策	施策の内容
スtockマネジメント計画に基づく計画的・効率的な改築と更新の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急性、重要性を踏まえ、耐震化などの機能向上をはかりながら、計画的かつ効率的な改築と更新を進めます。 ・ 限られた財源の中で改築と更新を進めるため、ライフサイクルコストの最小化と事業費の平準化を進めます。

図 4-6. 施設の適切な改築・更新による工事費用の平準化のイメージ
(管路改築費の例)



出典：国土交通省ホームページ

(3) 下水道経営の健全化

【施策の方向性】

経営健全化による安定した事業の継続をはかります。

今後、本町においても人口減少や節水意識の向上などによる下水道使用料収入の減が予想されることに加え、老朽化施設の増加に伴う改築や更新などの投資需要の増が懸念されていることから、さらなる経営の健全化へ向けた取組みとして、「将来にわたり、安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画」とされている経営戦略を策定し、健全で安定的な下水道サービスの提供につとめます。

下水道（汚水事業）が整備されている区域の家庭や企業などの下水道接続を促進するとともに、下水道使用料の収納率向上などによる収入の確保につとめます。

【具体的な施策】

施 策	施策の内容
経 営 の 健 全 化	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度に移行した公営企業会計により経営基盤の強化と財政マネジメント向上の取組みをさらに進めます。 ・経営戦略を策定し、健全で安定的な下水道サービスの提供につとめます。 ・使用料収入の確保のため、下水道への接続促進、収納率の向上などにつとめます。

4. 住民との連携

(1) 情報の共有と住民参加

【施策の方向性】

情報共有・住民参加による下水道事業を進めます。

下水道事業は「安全・安心で快適なまちづくり」には欠かすことのできないものですが、下水道の整備が進むにつれて住民の関心が薄くなりつつあることから、住民のニーズや地域の特性を反映するため、住民参加の推進に取り組みます。

下水道は住民（利用者）に経済的負担のかかる事業であり、事業の透明性確保と住民の理解が必要であることから、情報の発信、広報活動につとめるとともに、住民が何を望み、何を必要としているかを的確にとらえ、最適な下水道サービスの提供につとめます。

また、下水道の役割や必要性を理解していただくため、わかりやすい情報発信活動に努めるとともに、幅広い世代の方々に下水道に関心をもっていただけるように、SNSなどの利用や、町の観光キャラクター「あいちゃん」を活用するなど、親しみやすい広報活動に取り組みます。

【具体的な施策】

施策	施策の内容
情報発信活動の強化	<ul style="list-style-type: none"> 下水道の役割や必要性を理解していただくため、わかりやすい情報発信と下水道に関心をもっていただけるように、SNSや「あいちゃん」を活用するなど、親しみやすい広報活動につとめます。 施設の整備や維持、財政などに関する情報をわかりやすく発信することにつとめます。
住民参加の推進	<ul style="list-style-type: none"> 下水道への理解を深めるための行事として「下水道ふれあいまつり」や「下水道作品コンクール」などを開催し、住民参加を進めます。

第5章 下水道事業の実施計画

第1節 アクションプログラム

1. 事業スケジュール

具体的な施策の実施時期については、以下の期間を予定しています。

基本方針	施策	下水道中期ビジョン計画期間									
		前期（5年）					後期（5年）				
		R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	R8年	R9年	R10年	R11年	R12年
快適な暮らし	公衆衛生の向上	汚水処理方法の検討・実施 （効率的・経済的な汚水処理方法の検討・実施） 検討・実施									
	公共用水域の水質保全	下水道（汚水）への接続促進 （下水道の重要性等の情報発信・接続促進強化） 実施									
安全なまちづくり	地震対策	施設の耐震化の促進（重要な施設の計画的な耐震化）					検討・実施				
		応急対策・復旧対策の強化（下水道BCP訓練） 検討・実施									
	浸水対策	雨水排除施設の整備（計画的な整備の推進）									
		住民と連携した軽減対策の推進（住民との連携強化） 検討・実施									
事業の継続	維持管理の適正化	予防保全型維持管理の推進（点検・調査・修繕・改築）					検討・実施・見直し				
	改築・更新の最適化	スtockマネジメントの推進 （計画的な改築と更新・ライフサイクルコストの縮減） 検討・実施・見直し									
	下水道経営の健全化	経営の健全化（経営戦略の策定・使用料収入の確保）					検討・実施				
住民との連携	情報の共有と住民参加	情報発信活動の強化 研究・検討・実施									
		住民参加の推進 研究・検討・実施									

2. 目標指標

『第5次愛川町総合計画（後期基本計画）』において、令和4年度までに達成をめざしている「主な目標指標」を基に現在の進捗状況を踏まえ、下水道中期ビジョン前期（令和7年度まで）における目標指標を定めました。

また、ビジョン後期（令和8年度から令和12年度まで）の目標値は、前期の成果を検証し、設定します。

主な目標指標

指 標	現 状 値 (令和元年度)	目 標 値	
		第 5 次 愛川町総合計画 後期基本計画 (令和4年度)	下 水 道 中期ビジョン 前 (令和7年度)
公共下水道(汚水) の 接 続 率	97.9%	99.0%	99.0%
公共下水道(雨水) の 整 備 率	61.7%	66.0%	66.0%

※ 指標の算出根拠
 接続率 $\frac{\text{接続人口}}{\text{処理区域人口}} \times 100$
 整備率 $\frac{\text{整備面積}}{\text{市街化区域面積}} \times 100$

3. 下水道中期ビジョンの計画期間と見直し

下水道中期ビジョンは、令和3年度から令和12年度までの10年間の下水道事業の目標と具体的な施策を定めたものです。（前期：令和3年度～令和7年度、後期：令和8年度～令和12年度）

現行計画において、新たな課題を踏まえた上で見直しをおこない、事業スケジュールを作成します。

図 5-1. 下水道中期ビジョンの進行管理

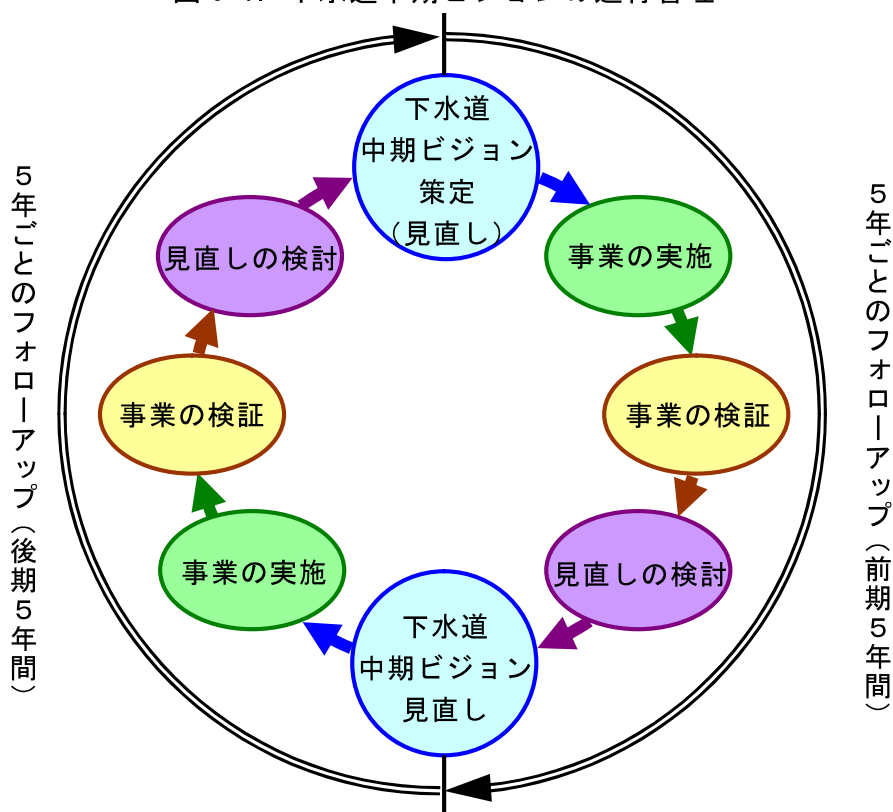


表 5-1. 下水道中期ビジョンの計画期間

下水道中期ビジョン（令和3年度改訂）	全計画期間	令和3年～令和12年度
	前期	令和3年～令和7年度
	後期	令和8年～令和12年度

愛川町下水道中期ビジョン 改訂版

令和3年度～令和12年度

策定年月 : 令和3年3月
発行 : 愛川町
担当部局 : 建設部下水道課
住所 : 〒243-0392
神奈川県愛甲郡愛川町角田 251 番地 1
電話番号 : 046-285-2111
FAX番号 : 046-286-5021
e-Mail : gesuido@town.aikawa.kanagawa.jp